千曲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する告示について

千曲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成15年千曲市教育委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第25号」を「平成18年法律第120号」に改める。 第2条に次の1号を加える。

(14) オンライン学習通信費

ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)

第4条第1号中「及び第13号」を「、第13号及び第14号」に改める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新規一部改正全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

## 提案理由

国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年5月1日文部大臣裁定)の一部改正により、対象になる就学者が、国のGIGAスクール構想に基づき、今年度配布された1人1台端末で家庭学習するための通信費(通信機器の購入・レンタル費用含む)費用を年間一律に交付されることが支給項目に追加されたため、市でも所要の改正を行う。

千曲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成15年千曲市教育委員会告示第10号)新旧対照表

現行

改正後

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法(<u>昭和22年法律第25号</u>)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し就学援助を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象経費)

第2条 支給対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(13) (略)

(支給対象者)

第4条 支給対象者は、市内に住所を有し学校教育法第18条に規定する学齢児童 又は学齢生徒の同法第16条に規定する保護者(新入学児童生徒学用品費等にあっては、就学予定の児童又は生徒の保護者を含む。)で次のいずれかに該当するものとする。

## (1) 要保護者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者。 ただし、この要綱の第2条第1号から第5号まで、第8号から第10号まで<u>及</u>び第13号 については同法第13条の規定による教育扶助が行われている者、第6号については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者に対するものを除く。

(2) (略)

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法 (平成18年法律第120号) 第4条第3項及び学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し就学援助を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象経費)

第2条 支給対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(13) (略)

(14) オンライン学習通信費

ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定 するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提 供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信 機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)

(支給対象者)

第4条 支給対象者は、市内に住所を有し学校教育法第18条に規定する学齢児童 又は学齢生徒の同法第16条に規定する保護者(新入学児童生徒学用品費等にあっては、就学予定の児童又は生徒の保護者を含む。)で次のいずれかに該当するものとする。

## (1) 要保護者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者。 ただし、この要綱の第2条第1号から第5号まで、第8号から第10号まで、 第13号及び第14号については同法第13条の規定による教育扶助が行われて いる者、第6号については同法第12条の規定による生活扶助が行われている 者に対するものを除く。

(2) (略)